

白岡市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等及び刑法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、白岡市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第2条関係

用語の使用箇所の指定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の一部改正等に伴う所要の整備

(2) 第12条関係

マイナポータルでの開示を義務付けるための規定の削除及び番号利用法の一部改正に伴う所要の整備

(3) 第17条関係

用語の使用箇所の指定及び番号利用法に合わせた文言整理

(4) 第18条、第27条、第31条、第32条、第38条、第39条、及び第47条関係

所要の文言整理

(5) 第48条関係

番号利用法に合わせた所要の整備

(6) 第52条、第53条及び第54条関係

拘禁刑の創設に伴う文言整理

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第2条第10号の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）は、令和7年4

月 1 日から、第 5 2 条、第 5 3 条及び第 5 4 条の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

4 罰則の適用等に関する経過措置

第 5 2 条、第 5 3 条及び第 5 4 条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。